

第2節 良好的な景観の形成

1 都市景観の保全・創出

1-1 道路・沿道景観の保全・創出

(1) うるおいのある道路空間の創造

道路利用者が安心して自由に立ち寄り、利用できるパーキングとして、文化、歴史、特産物等を紹介する情報発信の場として「道の駅」を整備しています。「道の駅」は、道路管理者が整備する「休憩施設」と市町村等が整備する「地域の交流を促進するための施設」を一体化した一般道路の多機能型休憩施設であり、平成19（2007）年3月31日現在、登録されている「道の駅」は全国で858ヶ所、県内では15ヶ所あります。

表3-2-1 三重県内の「道の駅」
(平成20年3月末現在)

駅名	所在地	路線名
飯高駅	松阪市	国道166号
菰野	菰野町	国道477号
紀宝町ウミガメ公園	紀宝町	国道42号
パーク七里御浜	御浜町	国道42号
海山	紀北町	国道42号
奥伊勢木つつき館	大紀町	国道42号
熊野きのくに	熊野市	国道42号
茶倉駅	松阪市	国道166号
奥伊勢おおだい	大台町	国道42号
美杉	津市	国道368号
関宿	亀山市	国道1号
伊勢志摩	志摩市	国道167号
紀伊長島マンボウ	紀北町	国道42号
あやま	伊賀市	(主)甲南阿山伊賀線
いが	伊賀市	国道25号

(2) 街路の整備

街路は、都市内的重要な公共空間のひとつです。県民に親しまれ、生活に潤いを与える場として、アメニティの高い道路空間の創出に配慮しながら、整備を進めています。

表3-2-2 街路の整備状況 国補事業（交付金を含む）
(平成20年度)

路線名	都市名
相川小戸木橋線	津市
松阪公園大口線外1線	松阪市
秋葉山高向線外1線	伊勢市
茶地岡向井線（坂場工区）	尾鷲市
近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差	四日市市

1-2 景観

三重県の景観は、山地・山脈、中山間地、農地、河川、海・海岸といった多様な自然景観に加え、街道、歴史的まち並み、集落といった歴史・文化的景観や市街地等の社会・経済的景観によって形成されています。

三重県では、景観づくりの基本となる「三重県景観づくり条例」を平成19（2007）年10月20日に制定するとともに、景観法に基づく「三重県景観計画」を平成20（2008）年4月1日から運用開始し、届出制度を通じた良好な景観づくりを推進するとともに、市町等の景観づくりに向けた意識の高揚や普及啓発、市町と連携した広域的な景観づくりを進めています。

また、三重県では、公共事業や公共施設の整備の実施にあたっては地域の景観特性に配慮することとしています。

さらに、「三重県屋外広告物条例」に基づく沿道景観地区の新たな指定を進めているところです。

その他、都市における良好な自然環境を維持し、樹林地等の緑の保全を図ることを目的として風致地区を指定しています。

1-3 良好的な広告景観の形成

屋外広告物は、情報の伝達や街の活性化に不可欠なものですですが、無秩序な氾濫は自然の風致や街の景観を損なうことにもなりかねず、また転倒や落下により、歩行者等に危害を加えるおそれもあります。そこで三重県では「屋外広告物条例」を定め、良好的景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止という3つの観点から、県内の屋外広告物に対し、必要な規制・指導を行っています。

1-4 地区計画制度の活用

各地区の特性を活かし地区住民の合意のもとに用途、建築物の高さ、壁面の位置、形態や意匠等を定めた地区計画を都市計画法に基づき策定することにより、景観に配慮したきめ細やかなまちづくりを推進しています。

1-5 風致地区等の活用

都市景観の重要な要素である樹林地等の緑を保全し、風致の維持に支障を及ぼす建築物や宅地の造成等を規制するため、風致地区を定め、都市における自然景観の形成を図っています。

2 農山漁村景観の保全・復元

2-1 森林病虫害等の防除

林業を取り巻く厳しい情勢の中、森林の管理水準の低下により、森林病害虫等の被害の早期発見や迅速な防除のための体制強化の必要性が高まっています。

三重県における松くい虫被害は、長期的には昭和56（1981）年をピークに年々減少し、平成19（2007）年度はピーク時の7.6%になっています。

しかし、高温小雨の気候が続ければ、再び被害が拡大する恐れもあり、なお予断をゆるさない状況にあります。

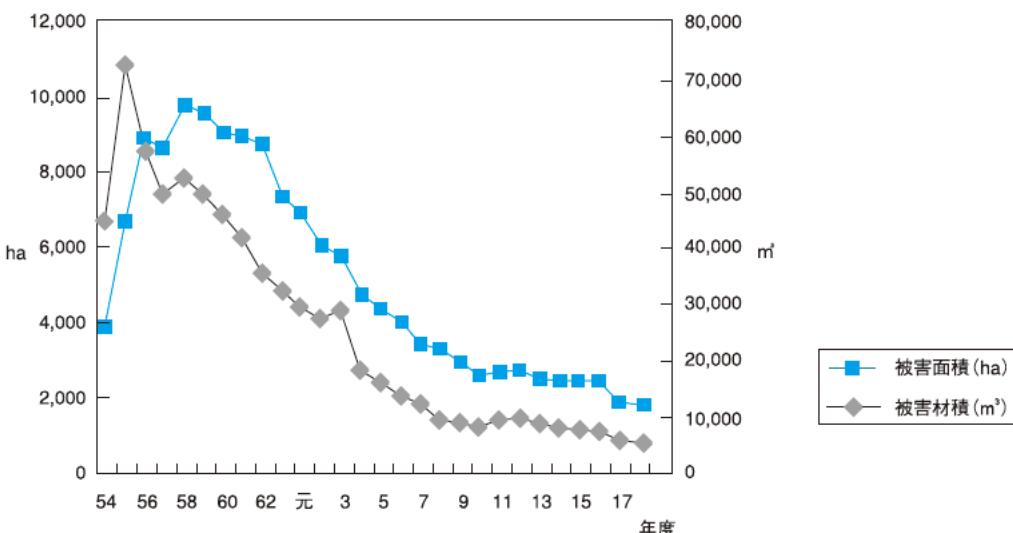
松くい虫被害対策は、森林病害虫等防除法に基づき、関係市町との連携を強化しつつ、公益的機能の高い重要な松林を中心に、効果的な防除に努めており、薬剤の散布による予防措置や、被害木の駆除措置を実施しています。

表3-2-3 森林病害虫等の防除状況（平成19年度）

実施主体	内 容
市 町	予防措置（地上散布39ha、樹幹注入1,227本） 駆除措置72m ³ （伐倒駆除30m ³ 、特別伐倒駆除42m ³ ）

※駆除措置の内容については、資料編を参照

図3-2-1 三重県下松くい虫被害量の推移



3 良好な郷土景観の形成

3-1 地域の特性を活かした景観形成の推進

(1) 景観形成施策の展開

景観法が平成17（2005）年6月に全面施行されたのを契機に、三重県景観計画を策定し、平成20（2008）年4月1日から運用するとともに、地域の特性を活かした景観づくりを県内全域で展開していくため、地域住民や市町の景観づくりに対する意識の高揚を図る事業を実施しています。

ア 市町における景観形成の促進

市町の景観形成への主体的な取組を支援し、市町の景観法に基づく景観計画の策定等を促進するため、景観セミナーの開催や景観アドバイザーの派遣を行っています。

イ 景観形成に関する普及・啓発の実施

地域住民や市町の景観づくりに対する意識の高揚を図るため、シンポジウムを開催するとともに、景観交流会の開催支援を行うなど、普及啓発を行っています。

(2) 地域の特性を活かした景観まちづくりの実施

個性豊かで魅力ある景観まちづくりを推進するため、県内の歴史・文化の豊かな街道を軸とした地域において、地域住民との対話や意見交換の場づくりを積極的に行い、県道の修景整備等のハード整備を実施し、地域住民、市町が主体のまちづくりを支援しています。

(3) 景観整備及び地区の設定

良好な美観風致の維持及びその形成を積極的に推進するため、各種の景観に資する公共事業等を実施しています。

三重県屋外広告物条例では「屋外広告物沿道景観地区制度」が規定されており、通常の基準よりも厳しい基準を設定できることとしています。現在県内では5地区が指定されています。

表3－2－4 屋外広告物沿道景観地区

(平成20年度3月末現在)

地 区 名	場 所
伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区	国道42号のうち、国道23号との交差点から県道阿児磯部鳥羽線との交差点まで
長島屋外広告物沿道景観地区	県道水郷公園線のうち、国道1号との交差点から桑名市長島町松蔭と長島町浦安との境まで
奥伊勢屋外広告物沿道景観地区	国道42号の伊勢自動車道勢和多気インター交差点から大紀町と紀北町との境まで
紀北屋外広告物沿道景観地区	国道42号のうち、大紀町と紀北町の境から尾鷲市と熊野市の境まで
紀南屋外広告物沿道景観地区	国道42号のうち、尾鷲市と熊野市の境から和歌山県境まで